

第 15 回 都市政策研究交流会(関西地域第 1 回)

意見交換会 議事概要

日 時:平成 25 年 10 月 24 日(木) 16:10~16:40(第 15 回都市政策研究交流会内)

開催場所:マッセOSAKA大ホール

出席者:都市自治体職員等 129 名

講演者:[基調講演]関西国際大学教育学部 道中 隆 教授

[事例紹介]滋賀県野洲市市民部市民生活相談課専門員 生水 裕美 氏

[事例紹介]岡山県総社市保健福祉部福祉課課長補佐 弓取 克哉 氏

テーマ:生活困窮者支援とそのあり方

○生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施方法について

- ・ 直営型では、市役所に整備されている困窮者支援に役立つ各種サービスにつなげやすい。同じ組織なので庁内連携が図れ、個人情報など共有しやすい。現場の状況が事業予算や企画立案に反映しやすい。
- ・ 民間委託型では、市役所と委託先が困窮者施策についてどれだけ共感を持てるかどうかが課題である。会計監査など必ず評価しなければならないが、財務一辺倒の従来の評価方法では社会的な支援・社会的自立についての評価が難しい。
- ・ 直営型と民間委託型のどちらが良いというのではなく、地域の特徴、特性に合わせて行うのが良いだろう。
- ・ 就労支援の評価は簡単にできるが、社会的支援や社会的自立といった日常生活支援の評価をどうやるか考えないといけない。縦軸の財務評価と横軸の社会的評価の両方で、評価をするために具現化した数字等が必要になるだろう。
- ・ 社会的評価軸の尺度を作り「見える化」することが大事である。
- ・ 野洲市では困窮者自立支援促進事業のベースとなるパーソナルサポートサービス事業を直営で始めた。また、福祉を担う責務は自治体にある、ということを示したいという考えから直営型で取り組んでいる。
- ・ 市役所と委託先が同じ認識を持って事業に取り組むためには、人事交流等の整理も必要である。

○新しい公共という方向性について

- ・ 厳しい財政状況下では人材を補充するのが非常に難しい。そのため、従来の業務内容を精査し委託できる部分では民の力を活用するという新しい公共を志向せざるを得ない状況になっている。こうした中、ケースワーカーには対人援助だけではなく、新たな企画立案する力が必要とされる。
- ・ 大阪府社会福祉協議会では、老人福祉施設(特別養護老人ホームなど)が社会貢献基金を拠出し、生活困窮世帯へ現物給付(10万円を限度)を行う社会貢献事業という取組みを行っている。
- ・ しかし寄付やボランティアイズムだけではなかなか難しいので、公共財を投資して公共サービス型事業モデル(道中教授講演資料 p.39)を展開することが必要である。プロポーザル等を活用して高い水準の専門性を持った団体に事業を委託し、継続的にクオリティの高いマンパワーを確保することができる。

○関係機関との情報共有について

- ・ 個人情報の共有について、就労支援ルームにおいて、総社市では本人から同意を取り活用している。
- ・ 総社市福祉課では、権利擁護センターを平成 25 年 4 月に設置し、虐待防止、お年寄りや障がい者の成年後見制度利用の支援、保証人がいない場合の入居支援、犯罪被害者への支援を行っている。この中でも本人の同意をもとに情報共有を行っている。

○若年層の生活保護受給者と就労について

- ・生活保護受給層の多くは、中卒もしくは高校中退者で構成されており、働くことについて非常に厳しい状況にある。
- ・自立支援プログラムや就労プログラムを充実すれば生活保護から自立できるのではないかという過剰の期待がある。就労だけでは生活保護からの脱却するのは非常に難しく、ほとんどのケースは生活保護を継続しながら働いている。
- ・生活保護の廃止だけが自立とは捉えず、就労開始したことを自立とすることは大切なことだが、世間の多くはそういう捉え方をしない。
- ・生活保護受給中の収入の一部を仮想的に積み立て(就労自立給付金)しておき、生活保護廃止時に支給することで生活保護に戻ってくるような生活保護法の改正が検討されている。
- ・ほとんどのケースで非正規雇用形態を余儀なくされる。
- ・生活保護受給層の中には何のスキルもない、ソーシャルスキルもない社会的なコミュニケーション能力もない、エントリーシートの書き方ひとつわからない、一つ一つ生活習慣が身についていない人がいる。就労支援をスタートするまでに生活習慣をもう一回訓練しなければならないことがある。こうした人たちが若者の層にもたくさんおり、根気よく懇切丁寧な支援をすることが必要である。
- ・若年層への就労支援が増えているが、日本の家族構成で核家族が進んでいることがその背景にあるのではないか。
- ・離婚届を提出後2人で「ここに来たら何か貰えるって聞いたんだけど」という風にして生活保護の申請に来ることがある。こうしたケースは今までの培ってきた経験値というものを直すのはなかなか難しいが、根気よく話を聞いて支援するしかないかなと思っている。

○無年金者・低年金者について

- ・無年金者と最低生活費以下の低年金者が、生活保護を受給し結局は同じような生活をしているという状況が、若年層の年金納付や就労による社会貢献への意欲低下につながっていると感じる。
- ・年金をきちんと掛けてきた人には、生活保護受給のときの収入認定で配慮するなど、無年金の人と差別化するといったセーフティネットのバリエーションを持つことが大切と考える。

○関係機関と問題意識を共有することについて

- ・問題認識を共有する(=共感を持つ)ためには、①顔の見えるつながり、②成功体験の積み重ね、③情報発信が大切である。情報発信については、市長の月例報告やイントラネットを通して全職員に対して、“この課ではこのような状況”、“このような取組みがこのように進んでいる”ということを発信している。

○来年度以降の生活困窮者自立支援促進モデル事業について

- ・平成25年度は全件採択されたが、来年度は数が増えるので、内容を、特に任意事業の内容を重視し選考すると聞いている。相談支援窓口をどのようにするのか重要視しているようなので、単に委託するだけでなく“どのような連携をするのか”、“どのような窓口にするのか”、“どのようなワンストップ体制なのか”などを、しっかりとしたコンセプトを作っていただきたい。
- ・平成27年度に向けて自治体が一緒に情報共有ができるような支援の形を作っていきたいと考えている。
- ・今、厚労省では全国各地でブロック会議開催し情報共有を図っているなので、実績報告等が出てくるだろう。

(文責：事務局)